

令和5年度弘前市地域型ヘルパーサービス事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、弘前市地域型ヘルパーサービス事業実施要綱(令和3年弘前市告示第435号以下「実施要綱」という。)第13条の規定に基づき、実施要綱第4条のサービス提供団体(以下「補助事業者」という。)による弘前市地域型ヘルパーサービス事業(以下「補助事業」という。)の実施を補助するため、令和5年度の予算の範囲内において弘前市地域型ヘルパーサービス事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則(令和18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、いずれかに該当するものは、補助対象経費としない。

- (1) 飲食等に係る食糧費
- (2) 自動車、不動産等の取得に係る経費
- (3) 他の補助制度により、既に補助を受けている経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次に掲げる合計額とする

- (1) 補助対象経費(活動費に限る。)の実支出額の合計額又は補助事業を実施する期間の月数(次号において「事業実施月数」という。)に、20,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額
- (2) 補助対象経費(賃借料に限る。)の実支出額の合計額又は事業実施月数に、20,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額

2 前項の事業実施月数の算定方法については、市長が別に定める

(交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和5年度弘前市地域型ヘルパーサービス事業費補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) サービス従事者名簿(様式第4号)
- (4) 弘前市地域型ヘルパーサービス事業実施決定通知書(実施要綱様式第3号)の写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の提出期限は、令和6年2月29日とする。

5 第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係

る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の条件）

第5条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和5年度弘前市地域型ヘルパーサービス事業費補助金事業変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出してその承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第6号）を提出しなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和5年度弘前市地域型ヘルパーサービス事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 実施要綱第12条第2項の規定により補助事業を中止し、又は廃止することとなった場合は、補助金の決定の全部又は一部を取り消す場合があること。

（交付決定）

第6条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和5年度弘前市地域型ヘルパーサービス事業費補助金交付決定通知書（様式第8号）とする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

（月次報告）

第8条 補助事業者は、月次報告書（様式第9号）により、その月毎の実施状況を翌月10日（次条第4項の提出期限が同日前となる場合にあつては、当該提出期限）までに報告しなけ

ればならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和5年度弘前市地域型ヘルパーサービス事業費補助金事業完了(廃止)実績報告書(様式第10号)とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第11号)
- (2) 収支決算書(様式第12号)
- (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日(第5条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日)から起算して20日を経過した日又は令和6年4月12日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和5年度弘前市地域型ヘルパーサービス事業費補助金交付額確定通知書(様式第13号)とする。

(補助金の請求等)

第11条 補助金の請求は、令和5年度弘前市地域型ヘルパーサービス事業費補助金請求書(様式第14号)を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

3 補助金は、概算払により交付することができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年度の補助事業について適用する。

別表（第2条第1項関係）

活動費	報償費（事務作業ボランティア及び研修講師等謝金） 物品購入費 印刷費 交通費 光熱水費 通信費 保険料（個人所有車両に係る個人名義の自動車保険料は除く。） 研修受講費
賃借料	レンタカー代 駐車場代（レンタカーの駐車場代に限る。） 家賃（自宅と兼用する家屋に係るものを除く。） 会場使用料（活動場所の借上経費） 機器賃借料（パソコン、コピー機等）